

第 6 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 6 年 1 1 月 2 6 日（火）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年11月26日(火) 午後4時00 から 4時25分

2. 開催場所 せたな町役場 第3会議室

3. 出席委員(13人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	小	島	敏	人
	1番	竹	内	厚	子
	2番	玉	木	久	志
	3番	吉	田		優
	4番	大	羽	孝	志
	6番	阿	部	紹	子
	7番	松	崎		豊
	8番	坪	井	博	之
	9番	高	橋	光	也
	10番	森		正	勝
	11番	金	谷	勝	則
	12番	渥	美	光	成

4. 欠席委員(2人)

5番	西	川	讓
13番	大	口	寧

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第4	議案第2号 農用地利用集積計画の決定について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第5	議案第3号 土地現況証明願について
第6	議案第4号 農地法第5条の規定による許可について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小	林	和	仁
農地係長	松	林		功

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

定刻になりました。ただいまより第6回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変ご苦労様でございます。

本日は、3時から利用状況調査のまとめ、そして総会、総会後には、ななつぼし選手権ということで日程が詰まっております。大変お忙しい中ご参集いただきまして、ありがとうございます。

会長

また、最近はめっきり寒くなってきました。今年もあと残す所ひと月となりました。何かと気忙しいかと思いますが、健康には十分にご留意してお過ごし下さい。

会長

さて、本日の総会は、議案第4号まででございます。

慎重審議で進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしく願いいたしまして、簡単ではございますけれども挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

事務局長

ありがとうございました。

本日、5番西川委員、13番大口委員から欠席の届出がございました。只今の出席委員は13名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、10番森委員、11番金谷委員を指名いたします。この指名は、第6回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長

「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。

【日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】

議長

「日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定による農地について、その使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。

令和6年11月26日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料1ページをご覧ください。

番号15番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計11筆、面積が合わせて[REDACTED]㎡、契約内容は使用貸借でございます。期間につきましては、2024年11月26日から2034年11月25日までとなっております。こちらの理由につきましては、農地を借り受け、営農に励みたいためでございます。

事務局

資料2ページをご覧ください。

番号16番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計22筆、面積が合わせて[REDACTED]㎡、契約内容は使用貸借でございます。期間につきましては、2024年11月26日から2034年11月25日までとなっております。こちらの理由につきましては、農地を借り受け、営農に励みたいためでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第1号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。

こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和 6 年 11 月 26 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 5 ページをご覧ください。

番号 127 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
、
、
、
、
の計 11 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024 年 11 月 26 日から 2029 年 9 月 26 日までの 5 年間、賃貸価格が 円。こちら備考に記載しておりますが、前所有者は さんの土地で、農地保有合理化事業の一時貸し付けとなっております。

事務局

資料 6 ページをご覧ください。

番号 128 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 2 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024 年 11 月 26 日から 2029 年 9 月 26 日までの 5 年間、賃貸価格が 円。こちら備考に記載しておりますが、前所有者は さんの土地で、農地保有合理化事業の一時貸し付けとなっております。

事務局

資料 7 ページをご覧ください。

番号 129 番。利用権の設定等を受ける者、

さん。利用権の設定等をする者、

さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、

[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]の計 33 筆、面積が合わせまして [redacted] m²、利用目的は水田と用悪水路、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024 年 11 月 26 日から 2029 年 9 月 26 日までの 5 年間、賃貸価格が [redacted] 円。こちら
も備考に記載しておりますが、東丹羽の土地につきましては前所有者は [redacted]
[redacted]さん、西丹羽の土地は前所有者は [redacted]さんで、農地保有合理化事業
の一時貸し付けとなっております。

事務局

資料 8 ページをご覧ください。

番号 130 番。利用権の設定等を受ける者、

さん。利用権の設定等をする者、

さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、

■■■、■■■、■■■、■■■、■■■、■■■、■■■、■■■、■■■、■■■、
 ■■■、■■■、■■■、■■■の計 15 筆、面積が合わせまして ■■■㎡、
 利用目的は水田と普通畑と用悪水路、こちらの契約につきましては賃貸借で
 ございまして、期間につきましては、2024 年 11 月 26 日から 2029 年 9 月 26
 日までの 5 年間、賃貸価格が ■■■円。こちらも備考に記載しております
 が、前所有者は■■■さんの土地で、農地保有合理化事業の一時貸し付け
 となっております。

事務局

資料 9 ページをご覧ください。

番号 131 番。利用権の設定等を受ける者、

さん。利用権の設定等をする者、

さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、

■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計6筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2024年11月26日から2029年9月26日までの5年間、賃貸価格が■■■■円。こちらも備考に記載しておりますが、前所有者は■■■■さんの土地で、農地保有合理化事業の一時貸し付けとなっております。

事務局

資料 10 ページをご覧ください。

番号 132 番。利用権の設定等を受ける者、

さん。利用権の設定等をする者、

さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、

の計 4 筆、面積が合わせまして 〇. 〇〇 ㎡、利用目的は水田と転作田と

事務局

用悪水路、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024年11月26日から2029年9月26日までの5年間、賃貸価格が 〇〇〇〇円。こちらも備考に記載しておりますが、前所有者は 〇〇〇〇さんの土地で、農地保有合理化事業の一時貸し付けとなっております。

事務局

資料11ページをご覧ください。

番号133番。利用権の設定等を受ける者、 〇〇〇〇、 〇〇〇〇さん。利用権の設定等をする者、 〇〇〇〇、 〇〇〇〇さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 〇〇〇〇、 〇〇〇〇、 〇〇〇〇の計4筆、面積が合わせまして 〇〇〇〇㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024年11月26日から2029年9月26日までの5年間、賃貸価格が 〇〇〇〇円。こちらも備考に記載しておりますが、前所有者は 〇〇〇〇さんの土地で、農地保有合理化事業の一時貸し付けとなっております。

事務局

資料12ページをご覧ください。

番号134番。利用権の設定等を受ける者、 〇〇〇〇、 〇〇〇〇さん。利用権の設定等をする者、 〇〇〇〇、 〇〇〇〇さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 〇〇〇〇、 〇〇〇〇、 〇〇〇〇、 〇〇〇〇の計6筆、面積が合わせまして 〇〇〇〇㎡、利用目的は転作田と普通畑と用悪水路、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024年11月26日から2029年9月26日までの5年間、賃貸価格が 〇〇〇〇円。こちらも備考に記載しておりますが、前所有者は 〇〇〇〇さんの土地で、農地保有合理化事業の一時貸し付けとなっております。

事務局

資料13ページをご覧ください。

番号135番。利用権の設定等を受ける者、 〇〇〇〇、 〇〇〇〇さん。利用権の設定等をする者、 〇〇〇〇、 〇〇〇〇さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 〇〇〇〇、 〇〇〇〇の計2筆、面積が合わせまして 〇〇〇〇㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024年11月26日から2027年11月25日までの3年間。単価が 〇〇〇〇円、賃貸価格が 〇〇〇〇円、継続でございまして。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議長

議案第2号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 土地現況証明願について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 5 ページをご覧ください。

土地現況証明願について。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。

令和 6 年 11 月 26 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 15 ページをご覧ください。

番号 23 番。所在につきましては[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、公簿地目は宅地、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなってございまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

2024 年 11 月 14 日に坪井委員、森委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

場所につきましては、16 ページの図 1 のとおりでございます。

事務局

番号 24 番。所在につきましては [REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては宅地でございます。願出理由は地目変更登記のためとなってございまして、所有者、願出者共に、[REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

2024 年 11 月 14 日に坪井委員、森委員と現地に赴きました。

場所につきましては、17 ページの図 2 のとおりでございます。

以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議長

議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について】

議長

「日程 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。追加議案 1 ページをご覧ください。
議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について。
農地法第 5 条の規定による農地について、北海道農業会議へ意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので、許可を行う。
令和 6 年 11 月 26 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

追加資料の 1 ページをご覧ください。
こちらにつきましては、令和 6 年 10 月 30 日、第 5 回総会で審議いただいた風況観測塔を設置するための一時転用でございます。

事務局

番号 7 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、面積は [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、現況地目は畑でございます。転用の目的につきましては、作業用道路の造設、転用事由の詳細につきましては、風力発電施設（ブレード）補修のため、大型クレーン・部材搬出入のため敷鉄板にて作業用通路を設けるためでございます。転用期間は許可日から 9 ヶ月間、位置図につきましては、3 ページの図 1 のとおりでございます。

事務局

同じく、追加資料の 1 ページをご覧ください。
番号 8 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、面積は [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、現況地目は畑でございます。転用の目的につきましては、作業用道路の造設、転用事由の詳細につきましては、風力発電施設（ブレード）補修のため、大型クレーン・部材搬出入のため敷鉄板にて作業用通路を設けるためでございます。転用期間は許可日から 9 ヶ月間、位置図につきましては、3 ページの図 1 のとおりでございます。

事務局

こちらにつきましては、令和 6 年 11 月 25 日の北海道農業会議第 8 回常設審議会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたします。

事務局	たことから許可してよろしいものと考えます。以上で説明を終わります。
議長	はい。説明が終わりました。 議案第4号について質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決定されました。
議長	以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第6回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 6 年 **12** 月 **23** 日

会議録署名委員

10番 森 正勝

11番 金谷 勝則

議長 原 田 喜博